

南北朝期における在地領主の結合形態

——越後国小泉莊加納方地頭色部一族——

清水 亮*

キーワード：在地領主 惣領職 一族 被官

はじめに

近年、従来惣領制論で説明されてきた中世在地領主の結合形態について、新たな論点が提示されつつある。小林一岳氏は、惣領制から一族一揆へ、という在地領主結合の変遷に関する通説を批判し、中世前期の武士団のあり方を一括して「領主一揆」と捉え、①鎌倉期、在地領主内部に「一門評定」と呼ばれ、惣領権を相対化する衆議が存在したこと、②南北朝期における一族一揆契状は、内乱期の軍事的危機に際して、当知行を維持するため、鎌倉期以来の一族合議による所務相論解決システムを永続化する目的で作成されたとしている¹⁾。小林氏の研究は、従来、南北朝期、惣領制の解体過程で登場するとされる一族一揆の屬性が、鎌倉期の領主結合のなかにも存在したことを明確にした点で重要であった。

この小林氏の議論を批判的に継承し、鎌倉期から南北朝期における在地領主の結合形態を時系列的に整理し直したのが田中大喜氏である。田中氏は、①鎌倉前・中期の在地領主結合の基調は、単婚小家族とその傍系親の結合による「近類補完体制」であった、②鎌倉後期には幕府裁判制度の充実に影響され、在地領主組織内部での「一門評定」システムが形成された、③南北朝期にはこの一門評定のシステムを前提として、一族一揆に「惣領職」を標榜する家督が推戴される、という流れを明らかにした²⁾。田中氏の描いた領主結合の流れは、久留島典子氏が素描した中世後期の領主「家中」の形成過程——一族、被官の階層差を伴う領主のイエ内部が一揆的に組み替えられ、当主が一揆化した一族・被官に推戴される形で「家中」が成立する——につながるものである³⁾。

このような近年の研究の流れを踏まえた上で解決すべき問題は、在地領主の組織内部で本来階層差を持つていた一族と被官がどのような契機でどのように一揆化していくのか、という問題であろう。田中氏は、南北朝期までの在地領主組織においては、被官は表面に現れてこないというイメージを提示している⁴⁾。しかし、菊池浩幸氏が明らかにしたとおり、南北朝末期段階の在地領主組織において被官人の存在は無視できない⁵⁾。この成果を踏まえるならば、南北朝内乱を通じて、被官の地位が上昇し、一族とともに在地領主組織の運営に関わっていく、という流れを想定することができるのではないだろうか。

本稿では、以上の研究史を踏まえ、南北朝期の在地領主の結合の様相、特に惣領職の形成・展開が一族・被官の動向とどのように関連していたか検討していきたい。南北朝期在地領主の惣領職の成立については、藤木久志氏の仕事がある。藤木氏は、南北朝内乱の過程で一族間の対立が「平衡状態」におかれた段階に、惣領職による庶子統制の意義を見出している⁶⁾。惣領が庶子を統制するための政治的な主張として惣領職を位置づける藤木氏の指摘自体に学ぶところは多いが、その展開過程で被官がどのような役割を担ったのか、という問題は残る。南北朝内乱は地域全体を巻き込んだ総力戦であり、それゆえ被官を含めた在地領主組織や地域自体に統合の要素が強くなることが予想される。本稿では、戦争による地域統合の側面を重視して惣領職の形成と展開、そこに関わる被官のあり方を検討していきたい。

検討素材として、本稿では越後国最北の小泉荘の地頭色部氏を取り上げる。小泉荘は、古代北方支配の前線基地であった磐舟柵が

阿部洋輔氏は、色部氏が二代目惣領公長の子息の代で嫡子忠長流、牛屋条に分立した長茂流（牛屋氏）、牛屋条内宿田村に分立した氏長流（宿田氏）に分立し、別個に年貢納入を行っていた可能性が高いことを指摘している。しかし御家人役については、恐らく「進三郎入道」すなわち為長の跡所領を原則として、一つのユニットとして賦課を受けていたと思われる^⑩。色部惣領家の公事賦課の範囲は、為長の直系尊属全てを包含していた。

色部一族の所領小泉莊加納方は、有明条、色部条、粟嶋、牛屋条、そして国衙領としての性格を保ったまま加納方に包摂されたと思われる「岩船」から構成されている。惣領家の所領は色部条と粟嶋であり、惣領の地位は、為長、公長、忠長、長信、長綱、長倫と続いて南北朝内乱を迎える。牛屋条では、色部公長の庶子長茂が牛屋条の西部、氏長が牛屋条内宿田村を継承し、また有明条にも色部庶子家が分立していた。

次に先学の研究に導かれつつ、小泉莊についても概要を示しておきたい。小泉莊は、院政期に金剛心院領として中御門家によって立荘され、鎌倉初期に源頼朝と関係の深い一条家に預所職（領家職）が移動した荘園である。鎌倉末期には、地頭小泉氏の年貢未進によって本荘の請所が解約され、関東御領（鎌倉幕府直轄領）化している^⑪。小泉莊は、院政期段階から日本海交通の要衝であり、鎌倉末期には出羽での蝦夷沙汰を行う安達氏の所領が設定され、出羽国秋田郡・越後国白河荘とともに安達氏による蝦夷沙汰の拠点となったと思われる^⑫。

二 鎌倉期の色部庶子家の存在形態

鎌倉末期の色部一族については、分割相続の進展によって、一族の所領が錯綜・零細化し、惣領の統制力が弱まっていたとされている^⑬。しかし一族の結合状況の具体相は明確にされていない。鎌倉末期の色部一門のあり方を細かく検討する作業を通じて、南北朝期との段階差を明確にできるだろう。

A 長茂流（牛屋氏）

牛屋条では、色部公長の庶子長茂が牛屋条の西部、氏長が牛屋条東部の宿田村を分割され、長茂流の所領は従来通り「牛屋条」と呼ばれていた（『県資』二〇九五）。当然、長茂が牛屋条の中心地を掌握していたとみられる。長茂には出雲国飯生莊地頭職も譲与されており（『県資』二〇二二）、惣領忠長に次ぐ存在であった。高橋一樹氏は、①色部長行（長茂の嫡孫）が鎌倉末期に北条氏と関係の深い相模・信濃の国衙領に所領を持ち、北条氏被官化していた可能性が高い、②六波羅探題滅亡の際にも、長行が当時の色部惣領長倫に属せず、独自に足利尊氏の許に参陣していた、という二点から、色部長行の独立性の高さを指摘した^⑭。

氏の指摘に付け加えると、元弘三年（一二三三）段階で長行は「九郎左衛門尉」（『県資』二七五三）、その嫡孫の長高は「藏人」を名乗っている（『県資』二〇九六）のに対して、長高と同世代の長倫は無官の「三郎」であった（『県資』一〇二八）。また、長行の嫡子は「長貞」と名乗っていた形跡がある。長貞は長高の父親であり、この親子は、得宗貞時・高時から一字拝領を受けたと思われる。長茂流は惣領家と拮抗するか、それを凌駕する政治的位置を保持しており、その背景には、やはり得宗との関係を想定すべきである。

B 氏長流(宿田氏)

この家は、色部公長の子息氏長から分立した庶子家で、牛屋条の東部宿田村のみを所領としている。この家の特徴は、惣領家との同族婚を濃密に行っている点である。

色部公長の孫で、色部惣領長信の後家誓仏は、元徳二年(一三三三)○卯月一日、「やとたの女房」に対して置文を發給している(『県資』二〇九八)。「やとたの女房」は、その通称からみて、氏長流出身の女性か氏長流に嫁いだ女性のいずれかであり、誓仏と氏長流との関係を推測できる。なお、誓仏の所領松沢の一部は、彼女の孫で色部一族の惣領長倫に継承されている(『県資』二七五二・一〇二九)。

次に、誓仏の息女と思われる尼誓忍のケースを検討しよう。彼女は、暦応四年(一三四一)七月二十日、「しそくまこ九郎なか」とに「ほんしゆせいふつのけたいあんとのゆつり状を相そへて」「えちこの国こいつミの庄いろへ・うしやのてうのうち、まつさハのミやう田さいけ」の内、「二千七百五十かり」を譲っている(『県資』二一〇〇)。「なか」という子息の名から、彼女も色部一族に嫁いだ可能性が高い。

誓忍は、暦応四年七月二十二日、「むすめくろいし御せん」にも「えちこの国こいつミのしやういろへ・うしやのうち、まつさハのミやう田さいけ」を譲与している(『県資』二二〇一)。「くろいし御せん」には「せんにんのわたし状」と「かのゆつり状」を添えられ、「恒例の公事の役は、そりやうやとた方へ、前々の例にまかせて、さたをいたすへし」と規定されていた。「せんにん」とは「善忍」、つまり宿田氏長の嫡子長直である。誓忍の所領のうち、「くろいし御

せん」に譲った所領の本主は氏長流惣領であり、惣領権を保持していたのである。

誓仏の父親を明確にすることは難しい。だが、私は、彼女の父親は宿田氏の始祖氏長であったと考える。氏長の所領は、「牛屋条内作路以东(松沢等田・新田等を除く、四至堺讓狀に載す)」であり(『県資』二〇二四・へ)内は割注)、誓仏の所領松沢は宿田村内に存在していたのである。誓仏の所領を継承した誓忍の所領に対して氏長流が惣領としての権能を保持していたことも、彼女らの出自を氏長流と考えると不自然はない。

また、如通も、惣領家と氏長流をつないだ女性と考えられる。如通は、延慶三年(一三一〇)正月二十三日、「まこ七郎なかくに」に「いろへのそりやうやう三郎入たうの手よりえいたいゆつりえたる」

小泉庄色部条内福屋新保の田在家を譲与している(『県資』二一〇七)。色部惣領家の代々の官途は左衛門尉であり、通称は「三郎」である(『県資』一〇五二)。色部惣領で出家したことがわかるのは公長か忠長であり、色部条内に一分地頭職が形成されたのは忠長から長綱への譲与段階である(『県資』一〇二七)。よって、如通は忠長の息女か姻族であったと推定される。「なかくに」も、その実名からみて色部一族とみなされ、彼女も同族婚を行っていたことが知られる。彼女は、正中二年(一三二五)十月十七日にも所領を譲った「二郎三郎」に対して「このほかはやつたのふんなり、いろうへからす」と規定している(『県資』二〇九九)。よって、如通が忠長の息女であったと考えた場合、その嫁ぎ先は氏長流と推定される。如通が忠長の姻族であったと考えた場合、その出自は氏長流であったとみるべきであろう。

長茂流の場合、鎌倉最末期の惣領長行の孫娘に「いろへのこせん」が存在し（『県資』一九六六（四））、惣領家との婚姻関係を想定できるが、氏長流ほどの濃密さは想定できない。氏長流と惣領家は、長茂流と氏長流の堺相論という一族間相論（『県資』二〇九五）、北条氏の配下である荒河保雑掌と氏長流との堺相論（『県資』一九五二）、という一族間相論、近隣領主との対立の顕在化に伴い、連合する道を求めたのである。惣領家と氏長流が松沢名をもとに知行するようになったのはこの婚姻に基づく連合の所産であった。

C 有明条地頭家

この家に関する史料は殆どないが、断片的に残された史料から、できうる限りその存在形態を考えてみたい。有明条は、為長から公長への譲与の段階で見いだせない。よって、有明条地頭家は、為長の兄弟から始まるか、公長の兄弟から始まるか、のいずれかの成立過程をたどったと考えられる。為長の庶子と考えた場合、わずかながら傍証が存在する。

建長六年（一二五四）頃と推定される善阿（色部為長）置文写（『県資』二〇一九）によると、小泉荘のうち色部条と粟嶋は嫡子公長に、牛屋条は庶子資長に譲与するが、「せんあかのち、いちこのあひたはしろしめして」と後家に指示している。そして、「た、しこれらか□くそむくにしちあらハ、為長二つけらるへし」と規定している。置文に登場する「為長」が、既に「善阿」と名乗っている初代為長であった可能性はない。初代為長には、別に「為長」と名付けられた庶子もしくは孫が存在し、しかも二代目の「為長」に不孝の子息の所領を管領するよう指示していた、と解釈できる。

以上の考察によると、この二代目「為長」は、色部惣領公長に次

ぐ地位の人物であったということになる。ここで注目されるのは、永仁四年（一二九六）の有明条下地中分状（『県資』一九五四）で署判を加えていた「地頭為長」である。為長の置文から有明条の下地中分まで四十年を経ているが、彼を二代目の「為長」としても世代的にみて無理ではない。

阿部洋輔氏は、南北朝～室町期に色部惣領家に服属した長茂流・氏長流については、鎌倉期からの文書が色部惣領家のもとに流入したこと、南北朝初期の惣領長倫の弟高長から分出した飯岡家は、室町後期まで惣領家に服属しなかったことを指摘している。実際、色部氏関係文書のなかに飯岡氏の所領伝領などを示す文書は見いだせない。これらの論点は、有明条地頭家の存在形態を考える上でも参考になる。

有明条地頭家の関係文書は、永仁四年の下地中分状と正慶元年（一三三二）十二月の鎌倉院飯用途の請取の二通（『県資』二一一）だけであり、しかも鎌倉院飯用途を受け取ったのが色部惣領家ではなく、小泉荘における秩父一族の家督小泉持長である点が注目される。そして有明条地頭家は、中世後期に活動の痕跡がみいだせない。有明条地頭家もまた、飯岡家と同じく惣領家に反抗的な姿勢をとっていたのではないだろうか。

三 鎌倉最末期の色部氏・小泉氏の動向

前節では、鎌倉期に分出した色部各庶子家の存在形態、惣領家との距離を具体化し、惣領家からの独立性が高い長茂流・有明条地頭家と、惣領家と度重なる婚姻関係を結んでいた氏長流の政治路線の相違を指摘した。

前章で検討したような一族のあり方を確認できるのは十四世紀前半、すなわち鎌倉最末期である。この時期の小泉荘は、蝦夷蜂起に対応する拠点とされたため鎌倉幕府の統制が強化され、本荘は鎌倉幕府直轄領化した上、その内部に安達時頭・二階堂行貞・後藤基胤など奥羽に所領を持つ幕府高官が所領を獲得していた。²⁰⁾

小泉本荘が蝦夷鎮圧の拠点となったことでもっとも不利益を被ったのは、小泉荘における秩父一族の嫡流小泉氏（本荘氏）であった。所領を削減された小泉氏は、御家人役・年貢を滞納し続け、幕府からの出頭命令にも応じないなど反幕府の行動をとっていた。²¹⁾

そして、色部氏と小泉氏は決して協調的ではない。建武元年（一三三四）七月、建武政権下で、安達氏らの跡所領を返還されなかった小泉（本荘）持長が建武政権に反旗を翻した時、色部氏の惣領長倫は持長追討に加わっており（『県資』二〇二六）、その後も小泉（本荘）氏との関係は険悪であった。²³⁾色部氏と本荘氏は、鎌倉末期には緊張関係にあったのであり、その背景の一つに小泉（本荘）氏の領主経営の危機に伴う現地での富の争奪を想定できるのではないか。

また、色部惣領家と一族の関係も複雑である。長茂流が得宗から一字拝領を受けるのは貞時期からであり、鎌倉幕府権力が小泉荘への干渉を強める時期に一致している。小泉荘が鎌倉幕府の直轄領としての性格を強め、幕府中樞部の所領が形成される過程で、長茂流は積極的に鎌倉幕府中樞部に接近することで惣領家をしのぎつつあったのである。関係の密接な氏長流と惣領家の間も単純な連合ではない。元亨二年（一二三二）十二月、色部長直は、「牛屋・粟嶋の名小嶋村」をめぐって某と争っている（『県資』一九五八）。粟嶋は「そりりやうにつたわるところ」とされており（『県資』一〇四

〇）、長直が敵対していたのは、惣領家の人間であったことになる。氏長流と惣領家の間には、統合と分裂の契機が併存しているのである。

第二章 南北朝内乱を契機とした一族結合の変化

一 「色部条惣領職」の出現

色部一族の複雑な結合のあり方は、鎌倉幕府倒壊を契機として統合へと大きく動き出す。

【史料1】「反町英作氏所蔵色部文書」元弘三年十月日色部長倫申状
并越後国宣（『県資』一〇二八）

【四、越後守護新田義貞外題袖判安堵状】

「任今年七月廿六日、宣旨、知行不可有相違之状、国宣如件、

元弘三年十二月十四日

源朝臣（花押）

越後國小泉庄内加納色部惣領地頭色部三郎長倫謹言上

欲早下賜安堵国宣全知行、当庄内色部条惣領職并粟嶋地頭職事右、地頭職者、長倫重代相伝当知行無相違之地也、其子細色部又

五郎泰忠、同四郎太郎長秀等進上請文上者、不可^{（分付）}審者哉、

早下賜安堵国宣、為令知行、恐々言上如件、

元弘三年十月 日

【史料1】は、鎌倉幕府が滅びてから約五ヶ月後に作成された、色部惣領長倫の当知行安堵申請の言上状である。この言上状には、色

部条内に所領を持つ彼の大叔父「色部又五郎泰忠、同四郎太郎長秀」の当知行証明の請文が添付されていた。従来の研究では、この安堵申請にあたっての惣領・庶子の協力関係が注目されている。²³この指摘自体は妥当であるが、【史料1】は色部氏における「惣領職」文言の初見であり、惣領・庶子の協力関係と「惣領職」の出現をどのよに関係づけるかが問題となる。

長倫は、正和五年（一一三六）四月十九日、父長綱から「色部条地頭職」を譲られている（『県資』一九四九（三三）。「色部条惣領職」とは、南北朝内乱初期段階までは固定的な呼称として使用されておらず、「色部条地頭職」と言い換えられる性格のものであった。

しかし、長倫が「色部条地頭職」を「色部条惣領職」と言い換え、自身を「色部惣領地頭」と呼んでいる事実は、やはり一族の代表としての地位を誇示する政治的主張として重要視すべきである。²⁴しかも、史料上、「色部条惣領職」の登場は鎌倉幕府倒壊後であり、鎌倉幕府倒壊と惣領職の主張とは連動している可能性が高い。そして、長倫への惣領職安堵の前提には、彼の大叔父「色部又五郎泰忠、同四郎太郎長秀」の請文による当知行の証言が存在している。この事実は、「色部条惣領職」の主張が、色部条内の庶子たちによって承認されていることを示す。

更に注目すべきことは、この安堵申請が、長倫と色部長行の嫡孫長高（長茂流）の共同で行われたことである。長高も元弘三年十月日付で安堵申請を行い、「右、地頭職は、長高重代相伝、当知行せしめ相違無きの由、惣領色部三郎長倫」「候上は、御不審有るべからざるものや」と述べている（『県資』二〇九六）。そして、長高の申状に対する新田義貞の外題安堵国宣も、長倫申状の外題に

据えられた国宣と全く同じ文言・日付である。これらの事実から、
 ①長茂流が惣領家と協調し、当知行証明を受けて安堵申請している、
 ②よって、長茂流も色部長倫の「色部条惣領職」を承認しているとみなせる、という二点を導き出せる。鎌倉幕府倒壊を契機に、色部一族は惣領を頂点とした統合へと大きく動き出したのである。

二 「色部条惣領職」登場の背景

では、六波羅探題滅亡当時は独自の行動をとっていた長茂流が惣領家に接近し、当知行の証言を依頼した背後にはどのような事情があったのだろうか。

【史料2】「反町英作氏所蔵色部文書」康永二年三月四日室町幕府引付頭人石橋和義奉書案（『県資』一〇四七）

〔²⁵十四、左衛門佐遵行状案〕

青木四郎左衛門尉武房等申越後国小泉庄事、申状具書如此、於色部遠江権守長倫・平藏人長高・秩父左衛門次郎持長・山城入道行晁・安富大藏大夫空門跡者、所被^{（小泉本庄）}糺明也、至城入道、後藤信濃入道等跡闕所分者、不^{（所知行）}日止本庄左衛門次郎以下輩濫妨、任御下文、可被沙汰付、更不可有緩怠之儀之状、依仰執達如件、

康永二年三月四日 左衛門佐

上相民部大輔殿 在判

【史料2】は、武藏国御家人の青木武房らが、恩賞として与えられた小泉庄内の所領で本主たちが当知行を行っていることに対して室町幕府に提訴した結果出された引付頭人奉書である。鎌倉末期に関

東御領化した小泉荘では、その内部に幕府の有力者である安達時顕、二階堂行貞、安富長嗣らが所領を給与されていた。本荘（小泉）持長が侵入している「城入道跡・後藤信濃入道跡等闕所分」は本来小泉（本荘）氏の所領であり、小泉本荘内に存在していたが、鎌倉幕府とともに安達時顕らが滅亡したため、闕所地として確定されてしまったと推定されている。²⁶⁾

ここで注目したいのは、長倫・長高の所領も一旦は没収処分を受けた事実である。彼らが実際に反室町幕府行動を起こした形跡はなく、小泉荘が関東御領であり、鎌倉幕府有力者の所領が設定されたゆえに没収対象地とみなされたとみるべきだろう。

建武二年（一三三五）閏十月四日付の雑訴決断所牒（『県資』一〇四六）によれば、色部長高は、同族と思われる秩父孫太郎貞長と牛屋条内富次薬師丸田畠在家をめぐって争っていたことが知られる。

この相論で長高は「一件の在家は、関東において和与せしめ、下知を帯び^知□行の処、貞長去々年苜田狼藉を致す」と訴えている。つまり貞長と長高は鎌倉末期からこの所領をめぐって相論を起こし、幕府裁許によって和与していたが、「去々年」すなわち元弘三年から、貞長が再度所領の知行を主張し、苜田狼藉を行ったのである。²⁷⁾この貞長側の行為が鎌倉幕府倒壊を契機としたことは明らかである。所領知行の不安定化は、長高一人の問題ではなかっただろうが、北条氏に近かった長茂流が、特に微妙な立場に置かれたことは想像に難くない。

しかも、色部一族の所領の境界領域は、不穏な状況であった。長茂流と所領を接する荒河保地頭河村氏は鎌倉時代を通じて色部氏と堺相論を繰り返し（『県資』一九四一・一九五二）。南北朝内乱の勃

発した直後の建武二年末から色部氏と合戦を行っている（『県資』一〇五一（六）²⁸⁾）。また、さきにふれたように、色部惣領家と小泉（本荘）氏の関係は鎌倉末期から険悪であった可能性が高い。小泉（本荘）氏と色部惣領家の所領の境界に分出した色部長秀（浦家始祖）はかなり緊迫した状況で所領を知行していたであろう。

また、建武政権下における越後国での所領安堵政策のあり方も、色部一族の連合を促進したと思われる。高橋一樹氏が整理したように、越後国司新田義貞の外題安堵国宣が据えられた越後国人の安堵申請言上状は七例確認され、例外なく当知行証人の請文が添付された旨が記されている（『県資』一〇二八・一二五〇・一七三七・一七七・一九二〇（一〇）・二〇九六・三九三五）。元弘三年十二月、佐々木加地氏出身の尼浄智が義貞の安堵国宣を求めた言上状では、「当知行の段においては、佐々木加地孫八郎有盛お尋ねあるのところ、起請文の詞を載せ、請文進覽せしむるの上は、御不審を相賄すべからざるものなり」と主張しており（『県資』一七七七）、当知行証明の有無を基準とした実質審理がなされていた。²⁹⁾

この安堵方式が義貞によって採用された以上、越後の国人たちは、お互いの当知行を保証しあうための合意形成をあらためて迫られたはずである。特に「元弘没収地」の指定を受けた可能性の高い小泉荘においてはなおさらである。「色部条惣領職」は、嫡流としての立場を明確にしようとする惣領の指向と、当知行の維持を希求する庶子の人々の指向とが結びついたところに成立したのである。³⁰⁾

第三章 惣領職の拡大と被官

前章では、鎌倉幕府の倒壊に伴う在地状況の不安定化に伴って、色部一族の連合が強まり、その上に惣領家が権力を強めつつあった状況を指摘した。そして、色部一族の統合は、内乱の過程で更に進展したと想定される。

【史料3】「桜井市作氏所蔵文書」延文二年六月十一日越後守護代芳賀高家施行状（『県資』二二七五）⁽³¹⁾

当国瀬波郡小泉庄内城（安達郡）入道・五藤信乃入道・二階堂山城入道

跡等事、為兵糧料所々被預置也、一族并同心之輩、依忠浅深、

可被配分之由候也、仍執達如件、

延文二年六月十一日

伊賀守（花押）

色部遠江守殿

【史料3】は、長倫の嫡子長忠に宛てたと思われる越後守護代芳賀高家の施行状である。ここで闕所地となっている「城介入道・五藤信乃入道・二階堂山城入道跡等」は、さきにふれたとおり、鎌倉末期に小泉本荘内に設定された鎌倉幕府首領の所領であったことが明らかにされている。

さて、この文書によると、長忠は、小泉荘内の闕所地を「忠の浅深」によって「一族並びに同心の輩」に配分する権利を得ている。そして、「城介入道・五藤信乃入道・二階堂山城入道跡等」が小泉本荘内にあったことからみて、色部氏は鎌倉期に本荘氏が保持して

いた所領の預置処分を受けたとみることができるとは、南北朝期を通じて対立状況にあり、闕所地預置の要求も色部氏側から出された可能性が高い。⁽³²⁾

芳賀氏の越後での発給文書は管見の限り十例確認され、その内容は、下地打渡が二例、闕所地宛行の施行二例、闕所地預置の施行一例、所務相論に伴う出頭命令一例、国人に対する沙汰付命令一例、本領安堵の施行一例、軍勢催促一例、感状一例となっている。⁽³³⁾しかし、芳賀氏発給文書の中では、【史料3】以外に「一族並びに同心の輩」という文言は含まれていない。このことは、芳賀氏が闕所地配分の常套句として「一族並びに同心の輩」という言葉を使ったのではないことを示す。「一族並びに同心の輩」への闕所地配分の指示は、受給者の色部氏側からの要求によって盛り込まれたのである。

「一族並びに同心の輩」への恩賞給付の規定が文面に表れている事実は、恩賞を求める一族・「同心の輩」の一致した意志が惣領の行動を規定していたことを意味する。では、「同心の輩」の具体相とはどのようなものか。

高橋一樹氏は、色部惣領家の長倫・高長兄弟の軍忠状を分析し、長倫の「郎等」新保彦三郎安長（『県資』一〇二六）、高長の「郎等」野田左衛門次郎家清（『県資』一〇五一（七））の名字が加納方内の地名であることから、彼らが鎌倉時代を通じて成長した小土豪であったと指摘した。⁽³⁴⁾首肯しうる指摘であろう。

高長の率いた「家子」は、飯岡五郎長家（『県資』一〇五一（四））、秩父八郎長清・同左衛門次郎（『県資』一〇五一（六））、飯岡五郎左衛門四郎長時（『県資』一〇五一（七））である。家子とは通常惣領の一族を指し、郎等よりは階層が上であったといわれる。確かに家

子は皆色部氏の通字「長」を名乗り、一族として遇されていたことが看取できるが、ここで注意したいのは、野田家清と秩父長清、飯岡長家の名乗りにみられる「家」「清」の共有である。高長の家子・郎等が実名の名乗りを共有していた事実は、高長の拠点飯岡の村落内で、家子と郎等（被官人）とが一族結合もしくは一揆的結合を結びつつあった状況を示しているのではないだろうか。少なくとも、名乗りの共有という事実から、彼ら家子・郎等の間に密接な関係があったことを導き出すことは可能であると考える。

この郎等＝被官人たちは、色部惣領家に属して軍事行動をとっていた、という意味において「同心の輩」の資格を満たしている。また、現存する史料による限り、色部氏が一族と郎等以外の人々を軍事指揮下に置いていた徴証を見出すことはできない。したがって、色部氏の郎等たちは、【史料3】にみられる「同心の輩」に含まれていたとみるべきではないだろうか。中世後期の領主「家中」の内部構造にみられる庶子家・被官の一揆結合の源基形態は、この段階で既に姿を表していたと考えたい。

彼ら庶子・郎等の発言力が顕在化したのは、単に自身が惣領の催促に従って軍役を勤仕したためだけであろうか。次の史料を参照されたい。

【史料4】「三浦和田文書」年末詳十二月二十日村越公房書状（原資）一二七九

【十七、同上】

（張紙）
（編者ハ書）
（索引）

和田殿 公房

まいり「 候へく候」

よろつ参り申うけ給へく候、

今日人をさしむけられ候、面々御自身ハ御いたわしく存候へば、御手人々にあしかるを、あまたそへられ候て、御むけ候へく候、御一族方へこのよしを申度候へとも、同御事に候、恐々謹言、
十二月廿日 公房（花押）

【史料4】は、北朝方の越後守護上杉憲頭（39）の被官で南出羽・北越の軍事行動を主導していた村越公房が、奥山莊北条の惣領地頭三浦和田茂実（39）に宛てた軍勢催促の書状である。【史料4】の年次は特定できないが、暦応四年以降、越後の南朝勢力が一旦鎮静化した康永三年（一三四四）までの間と考えられる。

次に【史料4】の内容を解釈しよう。十二月二十日段階で、「人」＝茂実の手の者が公房のもとに参陣したことが明記されている。そして、「面々御自身は御いたわしく存じ候えば、御手人々にあしかるを、あまたそえられ候べく候」という文言から、茂実自身は別の場所で軍事行動を行っていたこと、公房が、茂実の手の者に足輕を多数引率させるよう要請したことがわかる。そして「御一族方へこのよしを申したく候えども、同じき御事に候」というくだりから、茂実の一族への足輕動員要請は、惣領茂実を通じて行うつもりであったことが読みとれる。

「あしかる」の具体相は明確でないが、【太平記】にみえる足輕の様相は、この問題を考える上で参考になる。新井孝重氏は、足輕を軽武装徒歩立の兵としている。⁽³⁶⁾この指摘は、脇屋義助の被官であっ

た畑六郎左衛門が「帽子甲」に「鎖」を着たことが「足軽二出立」と表現されていること（『太平記』巻第二十二「畑六郎左衛門事」）からも支持されよう。また、足軽は、工兵隊としての機能も有していた。暦応元年（延元三年・一三三八）、新田義貞が越前藤島城に籠もった平泉寺衆徒を攻めるにあたって、「人夫六千余人ニ幕・搔櫛・埋草・堀柱・櫓ノ具足ヲ持チハコバセテ」いたことがわかる（『太平記』巻第二十二「義貞馬属強事」）。そして、城攻めにあたって義貞軍は「前ナル兵ハ城ニ向ヒ逢フテ合戦ヲ致シ、後ナル足軽ハ櫓ヲカキ堀ヲ塗テ向城ヲ取スマシタランズル後、漸々ニ攻落スベシ」（『太平記』巻第二十二「義貞自害事」）と決定している。「人夫」が「足軽」と重なる存在であることは確かであろう。

このような足軽のあり方を踏まえるならば、『史料4』にあらわれる「あしかる」は、近年注目されている「村の武力」⁽³⁷⁾であったと考えるのが妥当であろう。村越公房が南出羽・北越で軍事指揮を行っていたこと、茂実とその一族による動員が期待されていることからみて、奥山荘北条を中心とした北越周辺の住民から「あしかる」の徴発が期待されたと考えるのが自然である。

三浦和田氏、色部氏など阿賀北の国人たちの多くは北朝支持の軍事行動をとっており、⁽³⁸⁾『史料4』と同内容の要請が色部氏、当該期であれば惣領長倫かその後家阿妙にも出された可能性は高い。

『史料4』には「あしかる」動員の実際の手は明確に記されていない。だが、公房の言動からみて、庶子が媒介の一つとなったことは間違いない。そして、庶子の末端と族的結合を結びつつあった新興の土豪も、村から成長した存在であった以上、「あしかる」動員の媒介であったと考えるべきであろう。⁽³⁹⁾

十五世紀に入ると、色部氏惣領の地位は「越後国瀬波郡加納庄惣領職」と表示されるようになる（『県資』一〇三二・一〇三三）。この事実から、色部氏惣領による小泉荘加納方の領域支配の進展、庶子統制の強化を読み取ることができる。しかし、このような惣領のあり方は、南北朝内乱を通じて、村落において結合を強めた庶子・被官に支持され、規定されることによって成立したものであったのである。

おわりに

本稿では、越後国小泉荘加納方地頭色部一族を素材として鎌倉末期から南北朝期の在地領主組織の変遷を跡づけ、その背景を考察した。

鎌倉最末期の色部一族は、統合と分裂の契機を併存させた複雑な関係を持っていた。この関係が統合に向かう契機は、鎌倉幕府の倒壊であり、「色部条惣領職」を標榜する惣領家のもとに、知行の安定化を求めた庶子たちが吸引された。この事実は、惣領職の形成自体に庶子家の支持が存在していた側面を意味している。そして、色部惣領の惣領職は、戦争状況を通じて、同族化を進める庶子家・被官層に推戴され、「越後国瀬波郡加納庄惣領職」に拡大する。一族・被官を通じて地域社会に基盤を置く室町期の在地領主組織⁽⁴⁰⁾は、南北朝内乱期における被官層の台頭、被官と一族との結合を背景として成立したのである。

【註】

(1) 小林「一揆の法の形成」、『鎌倉―南北朝期の領主一揆と当知行』(同「日本中世の一揆と戦争」校倉書房、二〇〇一年、前者初出一九八七年、後者初出一九九二年)。

(2) 田中大喜「二門評定の展開と幕府裁判」、『歴史学研究』七八六、二〇〇四年。

(3) 久留島「領主の一揆と中世後期社会」、『岩波講座日本通史 中世3』岩波書店、一九九四年。

(4) 田中「南北朝期武家の兄弟たち」(悪党研究会編『悪党と内乱』岩田書院、二〇〇五年)。

(5) 菊池「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」、『歴史学研究』八三三、二〇〇七年)。

(6) 藤木「遠隔地における国人領主制と惣領職」(同『戦国社会史論』I第二章、東京大学出版会、一九七四年、初出一九五七年)。

(7) 井原今朝男「『いくさ』と民衆」、『中世城館と民衆生活』(同「中世のいくさ・祭り・外国との交わり」校倉書房、一九九九年、前者初出一九九二年、後者初出一九八八年)、小林一岳「地域紛争からみた南北朝の『戦争』」、『南北朝の『戦争』と安全保障』(註(1)小林著書、

前者初出一九九九年、後者初出二〇〇一年)など。

(8) なお、『村上市史通史編1』刊行以前、鎌倉―室町期にいたる色部氏の動向については検討した成果は少ない。阿部洋輔「色部氏について」(井上鋭夫編『色部史料集』、新潟史学会、一九六八年。以下、阿部氏の指摘を本文中に引用する際には、「色部氏について」を指すものとする)が、いまなお色部氏の動向についての基本的研究である。そのほか管見に入ったものでは、色部氏の概要・「色部文書」の伝来過程に

ついては田島光男編『越後国人領主色部氏史料集』(神林町、一九七九年)、同「色部氏文書の伝来と現況」(小川信編『中世古文書の世界』

吉川弘文館、一九九一年)、渡辺三省「本庄氏と色部氏」(村上郷土研究グループ、一九八七年)があり、『村上市史通史編 1』刊行後の成果として、田島光男「鎌倉幕府一御家人の系譜―色部氏―」(『神奈川県立文書館紀要』三、二〇〇一年)、平成14年度 国指定史跡平林城跡見学資料』(二〇〇二年、新潟県岩船郡神林村教育委員会)がある。

(9) 高橋一樹「鎌倉時代の小泉荘」(『村上市史通史編I 原始・古代・中世』第五章。以下「村上市史通史編」は「市史」と略称)。

(10) 『吾妻鏡』建長三年(一二五一)二月一日条の造閑院殿造宮雜掌注文で「進三郎入道」が押小路面の築地二本を賦課され、建治元年(一二七五)の六条八幡宮造宮注文では「鎌倉中」の御家人として「進三郎入道跡 五貫」が記載され、「小泉左衛門尉跡 七貫」と並んで記されている(『北区史資料編古代中世1』第二編19号文書)。「小泉左衛門尉跡」とは、鎌倉中期の小泉氏惣領頼行のことである。建治元年の六

条八幡宮造宮注文では、葛西氏、千葉氏、伊達氏などの記載方式からみて、一族はまとまって記される傾向があり、「進三郎入道跡」と「小泉左衛門尉跡」は一族であった可能性が高い。為長の通称は「進三郎」。

「進三郎入道」であり(『県資』一〇五一(一)・一九四(一)、十三世紀前半には確実に出家していた(『県資』一〇二五・一九四(一))。そして、為長は建長六年十一月八日までは確実に存命していた(『県資』一〇三四)。建長三年の「進三郎入道」、建治元年の「進三郎入道跡」と

いう幕府側の把握に為長の呼称・生存期間は対応しており、將軍側近という経歴も「鎌倉中」と把握されるにふさわしい。

(11) 有明条については高橋一樹「小泉荘加納の下地中分について」(『新

「澗史学」三三三、一九九四年）参照。

(12) 「岩船」については拙稿「鎌倉末期の東国所領と蝦夷問題」(『地方史研究』三三三、二〇〇六年)参照。

(13) 高橋一樹「小泉荘の支配」(『市史』第五章第二節)、「南北朝内乱と小泉荘」一九〇・一九二頁(『市史』第六章第一節)。

(14) 大石直正「十二世紀の奥羽における地域の形成と交通」(同著『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、二〇〇一年、原形初出一九九三年)、註

(12) 拙稿。

(15) 田村裕「鎌倉武士」七五〜七七頁(『新潟県史 通史編2 中世』第一章第一節、一九八七年)。

(16) 高橋「南北朝内乱と小泉荘」一九一・一九二頁(『市史』第六章第一節)。

(17) 註(8)「越後国人領主色部氏史料集」所収「色部・本庄氏系図」。

(18) 「越後国人領主色部氏史料集」所収「色部・本庄氏系図」、「県資」一九六五。

(19) 為長の最後の讓状が建長六年十一月八日付であり(『県資』一〇三四)、本文書がそれ以前に作成されたことは確かである。後家宛とする根拠は、全体の文意と「あなかしく」という書止文言である。

(20) 註(13) 拙稿。

(21) 註(12) 参照。

(22) 高橋「南北朝内乱と小泉荘」一九四頁(『市史』第六章第一節)。

(23) 註(7) 渡辺著書七・一二頁。

(24) 註(15) 参照。

(25) 田中大喜氏は、「惣領職」が鎌倉幕府の惣領保護策に対応して、惣領側から創出した法制用語であることを明らかにした(『在地領主結合

の複合的展開と公武権力」(『歴史学研究』八三三、二〇〇七年)。「惣領職」という用語が出現する一般的説明としては正鶴を射ている。ただし、南北朝期以降の「惣領職」用語の展開の具体相については、また別個の説明を要するであろう。この問題についても田中氏は別稿を用意していると聞く。その成果にまちたいと思う。

(26) この段落の記述は、高橋「鎌倉時代の小泉荘」一七二〜一七五頁、「南北朝内乱と小泉荘」一九四頁(『市史』第五章・第六章第一節)に

依拠した。なお、高橋論文の前提となった佐藤進一「鎌倉幕府職員表

復元の試み」元応元年の項(同『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年)、寛雅博「武家領」(『講座日本荘園史2 荘園の成立と領有』吉川弘文館、一九九一年)も参照した。

(27) 小林一岳氏は、苅田狼藉が当知行を主張する行為であることを指摘している(註(1)「鎌倉」南北朝期の領主一揆と当知行)。

(28) 赤沢計真「上杉氏の越後国入部と親応の擾乱」(『新潟史学』二二、一九八八年)。

(29) 高橋「南北朝内乱と小泉荘」一九二・一九三頁(『市史』第六章第一節)。なお吉原弘道「建武政権の安堵に関する一考察」(『古文書研究』四〇、一九九五年)も参照。

(30) 秩父貞長と色部長高の相論は和与状の作成・それを追認する雑訴決断所牒の発給によって締結する。和与がなされたのは、元弘三年某月の安堵申請は、この相論の再発・和与の間に行われている。長茂流と惣領家の和解が秩父貞長と長高の和与をもたらした可能性を指摘できよう。

(31) 東京大学史料編纂所蔵影写本(一九一八年作成)によって校訂を

加えた。

(32) 高橋一樹氏は、芳賀氏の闕所地預置が、当該期における本荘氏と守護勢力の対立を促したとしている〔『市史』二〇一・二〇二頁〕。概ね妥当と考えるが、建武元年七月頃の状況を考慮すると、色部氏、本荘氏両者の対立が先行して存在し、闕所地預置処置がそれを助長した可能性が高い。

(33) 内訳は『県資』一七九三・四〇〇一(下地打渡)、一七九六・一七九九(闕所地宛行施行)、二七五五(闕所地預置施行)、一七九五(出頭命令)、三四六四(下地沙汰付指示)、二二九九(本領安堵)、一七一九(軍勢催促)、三六五五(感状)となる。

(34) 高橋「南北朝内乱と小泉荘」一九七頁〔『通史』第六章第一節〕。

(35) 高橋「南北朝内乱と小泉荘」一九九～二〇一頁〔『通史』第六章第一節〕。

(36) 新井「凡下の戦力」(同『中世悪党の研究』吉川弘文館、一九九〇年、初出一九八五年)。

(37) 小林一岳「村の武力と悪党」(註(1) 小林著書)、中澤克昭「村の武力とその再生産」(小林一岳・則竹雄一編『戦争Ⅰ 中世戦争論の現在』青木書店、二〇〇四年)。

(38) 赤澤計真「南北朝の動乱」一七九頁〔新潟県史通史編2 中世』第二章第一節〕。

(39) 小林一岳氏が指摘するように、荘園の侍は、荘園侵略などの非常時に百姓を動員して村を守る役割を担っていた〔中世荘園における侍〕

(註(1) 小林著書、初出一九九八年)。また、近年の東国史研究の成果は、鎌倉～南北朝期の東国村落においても自立的な村が存在していたことを明らかにしている(湯浅治久「お寺が村をまるごと買った話」

〔同『中世東国の地域社会史』岩田書院、二〇〇五年、初出一九九八年〕、鈴木哲雄「中世東国の百姓申状」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年)。小林氏が明らかにした西国荘園の荘官と東国荘園における土豪層は、その存在形態、村との関係においてほぼ同質なのではないだろうか。

(40) 註(5) 菊池論文。

(二〇〇七年九月三〇日提出)

(二〇〇七年十月十九日受理)